

資料1：「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」前文（私訳）

資料2：JICA 理事長宛「公開質問状～プロサバンナ事業の州農務局長の発言について」

（5日本NGO、2018年2月8日、cc. 梨田和也 国際協力局長）

資料3：同上添付資料（州農務局長発言の録音公開サイト、仮訳）

資料4：「三カ国民衆宣言」（三カ国民衆会議、2018年10月24日～25日、マプート）

資料1：「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言¹」前文（私訳）

2017年3月6日に、国連総会に提出されたドラフト

総会文書（A/HRC/WG.15/4/2）より仮訳

すべての人権は、普遍的かつ不可分、関連し合い、依拠し合い、相互に補完し合い、同じ土台の上で、等しく重視されつつ、公平かつ公正に扱わなければならないことを確認し、一範疇の権利の促進と保護によって、他の権利の促進と保護を締約国が免れてはならないことを想起し、

小農と農村で働く他の人々と、これらの人々に属し、彼らが生計のために依拠する土地、水、自然資源、領域との間の特別な関係および関わり合いを認識し、

世界のあらゆる地域の小農と農村で働く他の人々による、世界の食料と農業生産の基盤を構成する過去、現在、未来の開発/発展と生物多様性の保全・改善に対する貢献、そして持続可能な開発のための2030アジェンダを含む国際的に合意された開発目標を達成するのに不可欠である食料主権の確保における貢献を認識し、

小農と農村で働く他の人々が貧困と栄養不足に著しく陥っていることを懸念し、

また、小農と農村で働く他の人々が環境破壊と気候変動がもたらす被害を受けていることを懸念し、農村生活におけるインセンティブの欠如や重労働を理由に、世界で小農の高齢化が進み、ますます多くの若者が農業に背を向けていることを懸念し、とりわけ農村の若者に対して、農村における経済の多様化と、農場労働以外の機会の創出の必要を認識しつつ、

ますます多くの小農と農村で働く他の人々が毎年、強制的に退去、立ち退きを強いられていることに危機感を感じつつ、

小農女性と他の農村女性が、経済の非貨幣部門における労働を通じてのものを含め、彼女らが家族の経済的なサバイバル（生存）における重要な役割を果たしながら、借地権や土地の所有権、土地、生産資源、金融サービス、情報、雇用、社会的保護への平等なアクセスをしばしば拒まれ、さらには、頻りに様々な形式や表現の暴力の犠牲となっていることを強調し、

いくつかの要因により、小農および農村で働く他の人々、小規模漁民、漁業労働者、牧畜民、林業従事者、その他の地元コミュニティの声が反映され、人権および土地保有権が擁護され、それが依拠する自然資源の持続可能な利用が確保されることが困難になっていることを強調し、

土地、水、種子、その他の自然資源へのアクセスが、農村の人々にとってますます困難になっていることを認識し、生産資源へのアクセスの改善と適切な農村開発への投資の重要性を強調しつつ、

小農や農村で働く他の人々が、生態系が自然のプロセスとサイクルを通じて適応し再生するエコシステムの生物学的かつ自然的な能力を含む母なる地球と調和するとともに、それを支援する農業生産の持続可能な実践を促進し担うという努力が支援されるべきであることを確信し、

農業、漁業およびその他の活動の労働者の多くに与えられる、生活賃金および社会的保護をしばしば欠く、有害で搾取的な条件を考慮し、

土地や自然資源の問題に取り組む人々の人権を促進し擁護する個人、団体、機関が、さまざまな形態の脅迫や身体的一体性への侵害（暴力）を受けるリスクが高いことを懸念し、

小農や農村で働くその他の人々が、暴力、虐待、搾取から直ちに救済や保護を求めることができないほど裁判所、警察官、検察官、弁護士へのアクセスが困難となっていることに注目し、

¹ <https://daccess-ods.un.org/TMP/3703876.73377991.html>

ODA 政策協議会（2018年3月1日開催）
日本の開発援助と「小農の権利に関する国連宣言」
－ナカラ回廊経済開発（プロサバンナ事業含む）を事例として
別添資料

食料品に関する投機を懸念し、人権の享受を損なうフードシステムの寡占や不均衡な流通が増していることを受けて、

人々の食料主権への権利を保証するためには、この宣言で認められている諸権利を尊重し、擁護し、促進することが不可欠であることを認識し、

（中略）

開発/発展の権利が、すべての個人とすべての人々にとって、譲渡不可能な人権の一部を成し、これらの人々が、人権に関わるすべての権利と基本的自由が完全に具現化される経済的、社会的、文化的、政治的な発展（のプロセス）に参加し、貢献し、それを享受することができる権利を有することを再確認し、

これらの人々が、人権に関する国際規約の両方に関連する条項の対象者であり、自然が自身にもたらすウェルネスと資源のすべてに関する十分かつ完全な主権を行使する権利を有していることを想起し、

また、労働保護と適切な労働に関する国際労働機関（ILO）の規約と勧告の広範なる体制（body）を想起し、

（中略）

「農地改革と農村開発に関する世界会議」とそれによって採択された「小農憲章」の結果を踏まえ、農地改革と農村開発のための適切な国家戦略の策定の必要性和国家開発戦略全体への統合が強調されたことを想起し、

小農と農村で働くその他の人々の人権をより一層保護し、この問題に関する既存の国際人権規範と基準の一貫した解釈と適用を行う必要性を確信し、

小農や農村で働くその他の人々の権利について、次の宣言を厳粛に採択する。

資料2：公開質問状
プロサバンナ事業の州農務局長の発言内容について

2018年2月8日

独立行政法人 国際協力機構（JICA）
理事長 北岡伸一様

cc. 外務省国際協力局
局長 梨田 和也様

平素より日本の市民・NGOによる政府開発援助事業へのモニタリングについて、ご理解とご協力をありがとうございます。

昨年（2017年）10月24日～25日にモザンビークの首都で、プロサバンナ事業対象郡の小農代表を含む200名近くの市民社会関係者が参加して開催された、第三回「3カ国民衆会議」（主催：プロサバンナにノー！キャンペーン）に、JICAモザンビーク事務所並びに在モザンビーク日本大使館からご臨席ならびにご発言いただきましたことにお礼申し上げます。

本状では、この会議直後（11月上旬）に行われた記者会見で、ナンプーラ州農務局長ペドロ・ズクーラ（Pedro Dzucula）氏による発言が現地社会に不安を広げている点について指摘するとともに、その内容に懸念される点が多く含まれていることを受けて、事態の緊急性と深刻さに鑑み、公開にて質問いたします。なお、ズクーラ局長は、JICAの招聘により度々来日しⁱ、プロサバンナ事業の推進において要となる役割を果たしⁱⁱ、昨年4月に住民11名がJICA環境社会配慮ガイドラインに基づき行った異議申立でも問題が指摘されていることはご承知のとおりかと存じますⁱⁱⁱ。

なお、昨年の記者会見時のズクーラ局長の発言については、昨年12月13日に開催された第2回ODA

ODA 政策協議会（2018年3月1日開催）
日本の開発援助と「小農の権利に関する国連宣言」
－ナカラ回廊経済開発（プロサバンナ事業含む）を事例として
別添資料

政策協議会^{iv}、ならびに3月1日に開催予定の同協議会に向けた議案書でも指摘と確認を要請していません^v。本状は、事業の直接の運営主体かつ責任母体でもある JICA に対して、事実確認のために具体的な回答を要請するものです。記者会見の録音記録によると「2月上旬」にマスタープランの見直しが完了するとのことで、大変恐縮ではありますが、質問部分について、2月15日（木）までのご回答を要請いたします。

以下、質問いたしますので、ズクーラ局長記者会見の録音記録^{vi}をご確認の上でご回答下さい。

1. マスタープランの見直しプロセス

- ① 録音の「2月に終了予定のナンブーラ州市民社会プラットフォームなどによるマスタープラン見直し」と「終わり次第のプランの承認」ですが、農務局長の説明の真正性、および違っている点があれば何がどう違うのかを具体的に示して下さい。
- ② また、今年度（2017年度）において現在（2月5日）までの期間に、PD（マスタープラン策定支援）事業で進められている活動を具体的に説明して下さい。なお、12月時点の外務省の説明では、「何も進んでいない」とのことでした^{vii}。
- ③ PD 事業に異議を申立てた事業地の住民・小農運動などは、異議申立以降 PD 事業の実施・計画について何の説明も受けていないとのこと。一方で、JICA 理事長宛の「異議申立に係る調査報告書」では、「透明性の欠如を埋める努力の推進」「参加型意思決定の手続き」などの提言がなされています（以下参照）^{viii}。この提言を JICA としてすでに実行に移したのか、その場合何をどのように行ったのか、あるいはまだだとしたら、今後実行に移すのか、その場合の内容を具体的に説明下さい。
 - (ア) 「主要なステークホルダーの一部が MCSC を通じた対話メカニズムに参加しない現状から、現時点ではこの枠組み自体が十分に機能していない」…「まずは、意見聴取の手続きが一方的であるとの印象をもたれないよう、農民代表も含めた利害関係者の間で、マスタープランの作成に至るまでの参加型意思決定の手続きルールについての共通理解を確認し…既存の農民組織の意向を十分に踏まえながら意見聴取を進めることが肝要である」（32-33頁）との前提が示された後、以下が提言されている。
 - A) 「情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進」：「申立人は、…こうした点を十分に考慮して、UPC など現地農民を代表する組織のイニシアチブの下」…「JICA は働きかけを続けること」（33頁）。
 - B) 「参加型意思決定の手続きルールに基づく議論の促進」：…「申立人の声に深く配慮し、JICA は、モザンビーク政府が利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続ルールについて議論を深める過程を見届けること」（33頁）
- ④ また、ナンブーラ州の小農運動を含む異議を唱える人びとや市民社会組織の知らぬところで、マスタープランの見直しが進められているとすれば、国会における岸田文雄前外務大臣と田中明彦前 JICA 理事長の「丁寧な作業」「丁寧な対話」の約束に反すると考えます^{ix}。万一、この国会答弁が変わった理由があれば、何を・いつ・誰が・なぜ変えたのかご教示下さい。

2. 人権侵害について

- ① 「三カ国民衆会議」へのナンブーラ州からの参加者に対するズクーラ農務局長による下記の発言が事実かどうかについて、JICA として録音を確認の上、ご回答下さい^x。なお、同州からの会議参加者の全員がプロサバンナ対象郡の住民で自ら畑を耕す小農（主に女性）でした。
 - (ア) （首都に行った者は）「別の（政治的）動機」をもち、「別アジェンダ」のために動いている。彼らは開発否定者である。…プロサバンナを知りたくもなく、マスタープランを議論したくもない人達のこと。これらの人びとの大多数は生産者ではなく、畑ももっていないからだ。
- ② これまで、同局長によるプロサバンナ事業に異論を唱える人びとに対する言動については、JICA・外務省に対し、調査と人権救済、再発防止を繰り返し要請してきました^{xi}。しかし、新聞記事や逐語記録があるにもかかわらず、「事実が確認できない」などとされてきました。今回は発言の録音が公開されています。また、下記の 2014年7月31日の録音も見つかったため^{xii}、これらの音源を

ODA 政策協議会（2018年3月1日開催）
日本の開発援助と「小農の権利に関する国連宣言」
－ナカラ回廊経済開発（プロサバンナ事業含む）を事例として
別添資料

JICA として確認の上、どのような対応をしたのか（する予定か）をお教え下さい。

(ア) 「外国からの陰謀」（2014年8月26日、ノティシアス紙）、「野党の陰謀で、飢えさせて政権を倒すことが目的」（2014年7月31日、NGOによるインタビュー）。

③ 異議申立審査の「調査報告書」では、最後に次の提言がされています。理事長としてこれをどのように理解し、具体的にどのようなアクションをとった（とる予定）かお教え下さい。

(ア) 「モザンビーク政府による適切な取り組み」：JICA は、モザンビーク政府の行動が、申立人から「強権的」「人権侵害的」と受けとられることのないよう、慎重な配慮がなされるよう引き続き要請すること（34頁）。

また、JICA の事業担当部署（アフリカ部・農村開発部）は、「環境社会配慮ガイドライン」を抄訳し、相手国政府の主要カウンターパートに周知していると主張しています^{xiii}。しかし、このような言動が改められることなく繰り返されていることから、2010年に導入され、国際評価も高かった「環境社会配慮ガイドライン」の評価を下げる結果となっています。

ご承知のとおり、昨年10月にナンプーラ市では野党系市長が暗殺され^{xiv}、今年10月に地方都市選挙が予定される中、農村社会を巻き込んだ政治的暴力の可能性が指摘されており^{xv}、政府高官による上記の発言は、当事者の身を危険に曝すばかりか、地域社会の不安を掻立て、政治・社会状況に悪い影響を及ぼします。理事長のリーダーシップの下、早急なるご回答とご対応を求めます。

別添として、昨年11月上旬の記者会見の録音の逐語仮訳を添付しますが、貴機構として録音を直接ご確認の上、ご回答いただければ幸いです。

署名団体：

（特定非営利活動法人）アフリカ日本協議会、（特定非営利活動法人）日本国際ボランティアセンター、ATTAC JAPAN、No! to landgrab, Japan、モザンビーク開発を考える市民の会

ⁱ 2015年8月にもプロサバンナ推進のためにJICAが招聘したモザンビーク食料安全保障農業省の政府派遣団の一員として来日。

ⁱⁱ Notícias (2014年8月26日) “Prosavana diz que vai avançar apesar da “propaganda falaciosa” que “vem da fora do país” 「プロサバンナは『外国からくる』『誤ったプロパガンダ』にかかわらず前進する」
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20140826.pdf

ⁱⁱⁱ プロサバンナ（マスタープラン策定支援プロジェクト）ProSAVANA-PDへの地域住民11名による異議申立書のJICAによる日本語訳（ただし正確ではない）

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/objection_170517.pdf

^{iv} http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page22_000790.html

^v 12月のODA政策協議会時の外務省からの提案に従い、この記者会見の録音を提供し、現在その確認がなされているところと承知している。

^{vi} Press conference by Nampula DPA Director on ProSAVANA (November 2017)

https://www.youtube.com/watch?v=VWS_TW0ZKJY

^{vii} 外務省議事録 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000326817.pdf>

^{viii} JICA理事長宛「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立てに係る調査報告書」(2017年11月1日)

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf

^{ix} 参議院決算委員会（2014年5月12日）

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0015/18605120015007c.html>

参議院決算委員会（2015年4月20日）

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0015/18904200015006a.html>

^x Press conference by Nampula DPA Director on ProSAVANA (November 2017)

https://www.youtube.com/watch?v=VWS_TW0ZKJY

^{xi} ナンプーラ州農民連合に対する度重なる電話など（第9回[2014年5月20日]
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/9kai_shiryo/ref9.pdf）。第13回「ProSAVANA事業に関する意見交換会」（2015年10月27日、12月8日）にあたって事前に次の文書を提出し、対応を要請した。資料1-

「プロサバンナ事業で招聘されたモザンビーク政府一行との面談」に関する日本の市民社会による記録・問題提起・要請 http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/13kai_shiryoref1.pdf しかし、十分な回答が得られなかったため、第14回時（同年12月8日）に再度提出を行っている。

http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/14kai_shiryoref5.pdf

^{xii} この録音もすでに外務省に提供していますが、非公開のため、外務省国際協力局国別開発協力第3課からお取り寄せ下さい。

^{xiii} JICA 事業部署の説明文（2017年7月）。

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/material_170704_01.pdf

^{xiv} O País (2017年10月5日) “Murder of Nampula mayor represents a hard blow to the construction of a state of democratic rights”

<http://clubofmozambique.com/news/murder-of-nampula-mayor-represents-a-hard-blow-to-the-construction-of-a-state-of-democratic-rights/> また、ナンプーラ新市長を選出するための選挙においても混乱が続いており、国内外で懸念が広がっている。

<http://clubofmozambique.com/news/nampula-election-catholic-church-protests-aim-report/>

<http://clubofmozambique.com/news/electoral-rolls-for-nampula-by-election-are-a-mess-centre-for-public-integrity/>

<http://clubofmozambique.com/news/mozambique-complaints-of-irregularities-at-the-nampula-by-election/>

<http://clubofmozambique.com/news/election-called-unacceptable-full-results-another-cne-error-by-joseph-hanlon/>

^{xv} <http://clubofmozambique.com/news/council-of-religions-worried-about-conflicts-mozambique/> また、昨年11月から現在も続くナンプーラ新市長の選挙における上記の混乱（多くは与党と選挙管理委員会に関する問題）のほか、選挙キャンペーンの初日に暗殺された元市長と同じ野党（MDM）の支持者がポスターを貼っている最中に暗殺されるという事件も生じているとの報道がなされている。

<http://clubofmozambique.com/news/nampula-mdm-member-killed-on-first-day-of-election-campaigning>

**資料3：2017年11月上旬 記者会見（ナンプーラ市）
ナンプーラ州農務局ペドロ・ズクーラ局長の発言（仮訳）**

***録音は次のサイトで公開中**

https://www.youtube.com/watch?v=VWS_TW0ZKJY

1. PIは前進し（終了し）、PEMもほぼ終ろうとしており満足している。問題はPD（ナカラ回廊のマスタープラン）だけであり、現在はナンプーラ州市民社会プラットフォームなどが見直しをしており、彼らの手の中にある。すでに最終段階にあり、2月上旬には終るであろう。これが終り次第、マスタープランは承認されるだろう。
2. しかし、我々はある人びとのことを懸念している。いくつかのセグメントが、市民社会の名前で（を代表するとして）ここ（ナンプーラ）を出てマプート（首都）に行っているからだ。これらの人びとは、プラットフォーム（上記）の議論に参加せず、あるいは同プラットフォームに参加してマスタープランを議論しようともしてこなかった。
3. それにもかかわらず、彼らはナンプーラ州、ナカラ回廊沿い地域の人びとは、プロサバンナを要らないと言っていると表明している。彼らはプロサバンナの初期の頃からそういう態度だった。彼らは「別の（政治的）動機」をもち、「別アジェンダ」のために動いている。彼らは開発否定者である。
4. ナカラ回廊沿いの開発を求める市民社会はナンプーラ州市民社会プラットフォームと協働している。彼らのマスタープランの検討は最終段階にあり、もうすぐ承認されるだろう。そうすれば、プロサバンナは前進する。住民ら、生産者らはプロサバンナに沢山の期待を寄せている。すでに学術

関係者の関与を経て、現在プラットフォームに依頼し、いくつかの問いについて検討してもらっているところである。このような改善を経て、マスタープランは承認され、プロサバンナのインプリメンテーション（実施）を手助けすることになるだろう。

5. だから、我々は、あの人達の脅しで止めさせられ(scared off)はしない。プロサバンナを知りたくもなく、マスタープランを議論したくもない人達のこと。これらの人びとの大多数は生産者ではなく、畑ももっていないからだ。
 6. 我々は、現場で働いている人達と仕事をしている。ナカラ回廊沿い地域の農業と貧困の状況を生きている人達である。我々は、これらの人達を救いたい。我々は、ナカラ回廊の農業を自給自足の農業から持続可能な農業にトランスフォームさせたい。当然ながら小規模農民を念頭においている。
-

資料 3：三カ国民衆宣言

2017年10月24日と25日に「No to ProSavana Campaign（プロサバンナにノー！ キャンペーン）」が中心となって第3回三カ国民衆会議が開催された。この会議の目的は、モザンビークの開発モデルに民主主義を深く反映させることであった。そのため、三カ国（モザンビーク、ブラジル、日本）から、およそ200人の小農や社会運動の代表、NGO、宗教的組織、学者、学生、アクティビスト、そして同キャンペーンのメンバーなどが参加した。

この会議は、モザンビーク政府による民間セクター偏重の開発モデルの優先という背景の下に開催された。この開発モデルは、「官民パートナーシップ PPP」とも呼ばれ、主要な開発回廊（地域）への巨額投資の流入と実施をもたらしてきた。その中心をアグリビジネスに力点を置いた農業、鉱物資源・天然ガス開発が占める。

私たち、「プロサバンナにノー！ キャンペーン」を通じて繋がってきた民衆やその他の会議参加者は、モザンビーク国民全体が直面する現在の危機を分析・議論した。その結果として、次の実態について認識するに至った。

1. 小農階級に属する人びとのニーズ、課題、意志を反映せず、インクルーシブでない（排他主義的な）政策や計画における優先付けと強調点。
2. プロサバンナ事業、PEDEC 計画、食料安全保障と栄養のための G7 ニューアライアンス、ナカラ回廊開発計画、サステナ (Sustenta program) などを踏まえた、大がかりなアグリビジネス民間投資。なお、これらの投資は、主として輸出市場向け農産物の大規模な単一作物栽培に焦点を当てる。
3. 現在進行中、あるいは提案中のプログラムが、地域の在来種や小農の暮らしに対して被害を与える GM 種（遺伝子組み替え種）の使用を推進している点。
4. 小農の土地・暮らしの領域（テリトリー）内で、多くの事業が、不十分な手法、あるいは異議を唱えられる形で開催された協議（パブリック・コンサルテーション）によって正当化・有効化されている点。これらのプロジェクトはまた、人びとの価値観や文化的な伝統（墓地や神聖な場所、埋葬地）の価値を認めず、それらを害している。
5. 小農の暮らしの領域での、大規模アグリビジネス投資による数多くの紛争や土地の収奪問題。これにはプロサバンナ事業によるものも含まれる。このような出来事が小農や農村コミュニティの非自主的移転を引き起こしている。
6. 地域行政官による脅迫、プロサバンナ事業に反対する小農や社会運動のリーダーの取り込みや周辺化。

以上の分析・議論の結果を考慮し、この会議に集った私たち、モザンビーク、ブラジル、日本の民衆は、次の点を表明・要求するとともに、非難する。

1. 現在私たちに強制されているアグリビジネス偏重の排他的かつ差別的な開発モデルを拒絶する。それは大型投資家による資本の拡大と蓄積のためのものとなっており、人びとの幸福と健康ではなく、（投資家の）儲けを生み出す（農業）生産を目指しているからである。
2. 小農階級の文化と知識への敬意を求める。
3. ボトムアップの手法による小農農業プランの議論と形成のためのプロセスを要求する。そこでは小農の課題、ニーズ、期待が議論されるとともに、プランが策定されなくてはならない。
4. モザンビーク政府とそのパートナーが、（モザンビーク）共和国憲法およびその他の法律を尊重することを要求する。
5. プロサバンナ事業をはじめとする 6 つの主要な開発回廊で進む類似のプログラム、そしてこれらに表される開発モデル、さらにプログラムが策定され、モザンビークの人びとに押しつけられている手法に「ノー」という立場を繰り返し表明する。
6. 小農やその他の参加者は、今一度、ProSavana 事業の実施を拒否する。
7. モザンビーク政府が、食料主権の保証を可能とする小農ベースの農業に焦点を当てることを奨励する。これにとどまらないが、例えば、小農が生産面積を増やすためのインセンティブ、生産量と生産性を高めるための農業普及サービスや生産設備へのアクセスなどの提供である。
8. 代々受け継がれてきた遺産を守るための活動をよりいっそう強化するとともに、それが食料主権を保証する唯一の方法であるとする決意を再確認する。
9. 小農が自らの種子を使用し、地元の農業生産システムを維持することを奨励し支援するための政策と戦略を、モザンビーク政府が採用することを要求する。
10. モザンビークで遺伝子組み換え GM 種の使用を推奨しようというモザンビーク政府と協力パートナー（アメリカ合衆国・国際開発庁[USAID]、メリンダ&ビルゲイツ財団、ロックフェラー財団他）の目論見を拒否する。
11. 土地法と共和国憲法第 109 条第 3 項が厳密な形で遵守され、それが具現化されることを徹底するよう、政府に促す。さらに、土地法に関して、資本家の利益に叶う見直しを可能にする最近の法令承認を拒否する。
12. 民衆として共通益のために取り組み、他の国々の人びととの連帯を確立し、強制されている開発モデルのオルタナティブ（代替案）を共に議論することを続けていく。

最後に、私たちは、アグリビジネス偏重のこの開発モデルに抵抗し、人びとの幸福に基づいたオルタナティブなモデルを構築するために、すべての社会運動、市民社会組織、農村コミュニティ、一般市民に向けて呼びかけとアピールを行う。これは、幅広い層の人びとの参加や関与を得た共同のプラットフォームの組織化によって実現されるものである。連帯した私たちは、今後も、土地へのアクセス、自らの種子、水、森林、空気、財産及び文化遺産と共通の歴史をめぐる権利と利益の擁護、不平等、あらゆる形の不正義と差別に対する闘いに取り組み続けることを表明する。

プロサバンナにノー！
マプト 2017年10月25日